

羽北地区 人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---|-------------|-------------|
| 辰野町 | 羽北地区(羽場、北大出多屋、北大出鞍掛、北大出三ツ谷、北大出新田、北大出原、北大出宮下、北大出上垣外) | 令和 3年 3月19日 | 令和 3年 3月19日 |

1 対象地区の現状

| | |
|---|----------|
| ①地区内の耕地面積 | 196ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 112.06ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 105ha |
| ④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考) | 3.8ha |

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

山間地が多い町内のなかでは、農地が最も集団化し、果樹の生産も盛んで、他の地区に比較して耕作条件が良い地域となっている。しかしながら他の地域と同様高齢化が進み将来の農地利用に不安がある状況は変わらない。集団化する農地エリアが広い分、集積も進んでいるが、経営体ごとに耕作状況を見た場合、分散する農地もあり、作業効率が良い集積状況とは言えない状況にある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の認定農業者を中心にして農地の有効利用を図っていく。また、たつの営農羽北支部で、水稻・そば・麦等を生産して、農作業に係る共同作業を行い、共同販売経理を行う。高齢化や後継者不足・不在により耕作が困難になった農地について今後の地域の中心となる経営体に農地集積を図り、作業の効率化と規模拡大を目指す。

地区内の農地利用は、中心経営体である集落営農組織と法人3経営体、認定農業者2経営体と認定新規就農者3経営体が担っていく。
担い手に集積されない個々に所有する農地については自給的、副業的農家が引き続いて守っていく。

集積は進んでいるが、担い手ごとに分散した農地を、より効率的に作業が出来るよう集団化を進めるため、再度利用調整を行い集積を見直していく。

西側に広がる畑地地帯は従来から農地を守る果樹農家をはじめ、法人経営体と認定新規就農者が主に担う。この地域に多く存在する果樹の圃場について防除なども効率的に行えるよう調整して集積を進めていく。
水田については、たつの営農を中心に次第に畑作物へ転換を図り、作物ごと効率的に作業が行えるよう農地集積を進めたい。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体について

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|-----|----------------|---------|---------|--------------|---------|---------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 農法 | A | 水稻・そば・麦 | 24.2 ha | 水稻・そば・麦 | 25 ha | 町内全地区 |
| 認農法 | B | 水稻・そば・麦 | 0.1 ha | 水稻・そば・麦 | 0.1 ha | 町内全地区 |
| 認農法 | C | 水稻 | 14 ha | 水稻 | 14 ha | 朝日、羽北 |
| 認農 | D | 果樹 | 1.4 ha | 果樹 | 1.4 ha | 羽北 |
| 認就 | E | 果樹 | 0.4 ha | 果樹 | 0.4 ha | 羽北 |
| 認農 | F | 水稻 | 5.2 ha | 水稻・果樹・花卉 | 8 ha | 辰野、羽北 |
| 認農法 | G | 野菜 | 20.4 ha | 野菜 | 20.4 ha | 羽北 |
| 認就 | H | 果樹 | 1.6 ha | 果樹 | 1.8 ha | 羽北 |
| 認就 | I | 野菜 | 0.2 ha | 野菜 | 0.2 ha | 羽北 |
| 計 | | | 67.5 ha | | 71.3 ha | |

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

集積はある程度進んでいるが、担い手ごとに分散した農地を効率的に作業が出来るよう集団化していくよう利用調整することが望まれる。

地区の農用地所有者、中心経営体との話し合いについて必要に応じて行っていきたい。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

| | 農地の所在(地番) | 貸付け等の区分(m ²) | | |
|---|-----------|--------------------------|------|----|
| | | 貸付け | 作業委託 | 売渡 |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| | 計 | | | |